

子ども支援センター・子ども支援委員会のこの1年を振り返って

子ども支援センター及び子ども支援委員会が開設されて2年が過ぎました。初年度は、子ども支援センターの活動が「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に十分沿うための基礎固めが主な作業でした。本年度も、相談窓口の対応や体制、関係機関との連携について、さらに充実するよう審議してまいりました。

平成28年度の相談も半数以上が子どもからのもので、内容としては、交友関係や部活、教師、成績など学校に関する悩みが多かったようです。いじめの相談が61件、虐待も13件あり、いずれも半数以上が子ども自身からの相談でした。

子どもを性被害から守るための条例が平成28年11月に施行され、最近、初めて条例に基づいて立件された事案が公表されました。被害者はSNSを通じて加害者と知り合っていたようですが、他にも、悩んでいる子どもに相談にのるように見せかけて巧みに近づいて人権を踏みにじっている例が多くあるようです。SNSではなく、ちゃんとしたところに相談できていたら被害に合わなくてもよかったのではないかと、心が痛みます。支援センターの相談窓口がもっと子どもたちが相談しやすいものになるように努力する必要があります。また、身近なところに相談できる場が多くあると、このような悲しい出来事を防げるかもしれません。放課後児童クラブの受け入れ対象が小学校6年生まで拡大されたことや、放課後子ども教室の推進、子どもの居場所作りのモデル事業として「信州子どもカフェ」が開かれたことなど、子ども支援のための施策の実施状況について委員会で報告がありました。今後、益々、子どもが利用しやすい場所が増えることを望みます。

子どもを性被害から守るための条例に関しては、本委員会の人権侵害を調査審議する役割により、被害状況の公表の仕方と運用状況について検証することが求められました。公表されることで二次的な心的外傷を受けないように子どものプライバシーを守ることと、心のケアが十分なされることを重視して検証したいと思います。

性被害はもとより、SNSによる交友関係のトラブルやゲーム・インターネット依存など、子どもを取り巻くメディアの問題が深刻になっています。子どもの健全な発達を守るために、関係機関が連携して対策を考える必要があると痛感しています。

「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」では、基本理念に「子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、・・・」とあります。大人も子どもも個人が尊重され、困った時に支援が受けられる社会になると、思いやりの気持ちが持て、人権侵害が予防できるようになるのではないのでしょうか。

子ども支援委員会会長 木村 宜子